



インターネット上の誹謗中傷問題

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■今年5月、テレビ番組に出演していた女子プロレスラーが、インターネット上での誹謗中傷を理由として、自ら命を絶つという痛ましい事件が起きました。人を傷つける言動は決して許されることではありません。誹謗中傷すると、法律上はどのような責任を負うことになるのでしょうか。

■まずは、民事上の責任として、書き込んだ内容が名誉毀損に該当する場合には、被害者に対して、慰謝料等の損害を賠償する責任を負うこととなります。また、これとあわせて、投稿したものを削除する義務を負うようなケースもあります。次に、刑事上の責任としては、名誉棄損罪や侮辱罪が成立する場合があります。内容や程度によっては、逮捕されたり、罰金や懲役といった刑事罰が科されることもあり得ます。

■一方で、インターネット上の誹謗中傷は、匿名で行われることも多く、被害者が加害者を特定するためには、プロバイダ責任制限法という法律に基づく発信者情報開示の手続をとる必要があります。この手続には、多くの時間や費用がかかるため、加害者の特定は被害者にとって大きなハードルとなっていました。もともと、先ほどの事件がきっかけとなつて、発信者の特定を容易にするなど、悪意ある投稿を抑制するために制度を改正する動きが加速しています。今後は、誹謗中傷に対して、より責任追究がしやすくなるものと考えられます。

■新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、自宅でインターネットを利用する機会も増えた今、インターネットとの付き合い方について、一度考えてみてはいかがでしょうか。

■さて、当事務所では、今回紹介した誹謗中傷問題を含め、各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方については、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

水難事故を防ぐために

- (1)指定された遊泳区域内で、泳ぎましょう。
遊泳禁止区域では、急な深み等があり多くの危険が潜んでいます。潮が沖に流れていく離岸流もあるので注意しましょう。
- (2)子どもから目を離さないようにしましょう。
波の力で倒れたり、沖に流される危険があります。保護者の方は、水辺で遊ぶ子どもから目を離さず、近くにいないようにしましょう。
- (3)体調不良時や飲酒後は泳がないようにしましょう。
体調不良時やお酒を飲んだ後は、呼吸が乱れやすく溺れる危険があるので泳がないようにしましょう。
- (4)釣りをする時は、必ず救命胴衣を着用しましょう。
高波時の防波堤や滑りやすい岩場、流れが速い岸边などには近づかず、安全な場所で行いましょう。
- (5)水上オートバイは遊泳区域に入らないようにしましょう。
危険な運転はせず、必ず救命胴衣を装着して安全航行に努めましょう。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110